

平成28年6月16日  
関西電力株式会社

運転期間延長認可申請に係る審査関係資料におけるマスキング対象の見直しについて

運転期間延長認可申請に係る審査関係資料における原子力発電所設備の設計、製造等に関する技術情報については、メーカーの営業機密情報として、非公開としてきました。

しかしながら、先般6月1日の臨時原子力規制委員会にて同審査関係資料のマスキングに対する公開へのご指摘をいただきましたことを踏まえ、運転期間延長認可申請に係る審査関係資料については、審査の透明性を向上させ、公衆の原子力発電所の健全性に関する理解向上に資するために、メーカーの有する重要な営業機密を除いて、極力情報公開を行うこととしました。

#### 1. 営業機密について

運転期間延長認可審査関係資料において、メーカーが非公開とする営業機密は下記に該当するものです。このうちBに該当する情報に関しては、極めて秘匿性の高いものから、比較的低いものまでメーカーとしての営業機密の重要度には差がありますが、従来、営業機密保護の重要性から、その重要度の差に関わらず、それらを一律に営業機密として非公開としていました。

[営業機密に該当する技術情報]

##### A. 特許、契約等に係る技術情報

- A1：特許、実用新案出願予定の情報
- A2：技術提携に基づく導入技術に係る情報
- A3：顧客、協力会社との協定、契約で守秘義務を有する情報

##### B. 上記以外の技術情報

- B1：競合会社はその情報を使用した場合、設計、製造、輸送、建設、運転、保守、品質保証において、コスト低減、性能向上、許認可性の向上などの面で有利となる情報（特殊材料の選定、詳細寸法、設計裕度、特殊な製作手順など）
- B2：競合会社はその情報を使用した場合、技術的及び経済的に有利となる高度なソフトウェアに係る技術を含んでいる情報（メーカー独自に開発した解析コード、実験式等）
- B3：メーカー独自の技術開発に係る情報（開発計画など）

## 2. メーカーの営業機密情報に対する今回の見直し方針について

新規規制基準制定後、原子力発電を取り巻く環境の変化から、審査の透明性や公衆の理解向上が重要となってきたことから、これまでの営業機密の保護の視点のみならず、それらの視点からも情報公開範囲を判断する必要が出てきました。

従って、これまで一律に非公開としてきた営業機密を改めて重要度で整理・分類し、今後は重要度の高い営業機密以外は、営業機密であっても審査の透明性や公衆の理解向上を優先して、公開することとしました。

なお、運転期間延長認可審査関係資料において下記情報についてはメーカーにおける重要度の高い営業機密と判断していますので、今後も非公開とさせていただきます。

- (1) 構造に関する詳細な情報 (例：寸法公差、最小板厚)
- (2) 材料に関する詳細な情報 (例：材料スペック、不純物濃度実績といったスペックと同等の情報)
- (3) 製作に関する詳細な情報 (例：製作手順詳細、使用する治工具)
- (4) 解析に関する詳細な情報 (例：FEM 解析モデル、物性値の選定根拠)
- (5) メーカーが実施した試験に関する非公開情報 (例：試験結果、試験装置の詳細)

## 3. 今後の対応について

運転期間延長認可申請に係る審査関係資料は、今後提出するものについて、順次、上記2. の方針に則り公開するよう対応してまいります。

本日提出する高浜1, 2炉の運転期間延長認可申請に係る審査関係資料においては、作業の都合上、中性子照射脆化に関する補足説明資料について、上記2. の方針に基づき公開範囲を見直したものを提出いたします。

以上